

# 定款 第6訂

## 一般社団法人全国ふぐ連盟

法人設立日 2015年9月11日

第6訂作成日 2021年7月26日

# 一般社団法人全国ふぐ連盟定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全国ふぐ連盟(JAPAN FUGU ASSOCIATION)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、科学的知見に基づく安全なふぐ食文化の継承と発展を目的とし、ふぐ関連産業の振興、ふぐ資源の開発・調査研究、ふぐ食の普及・啓発を図り、技術の継承のために人材を育成し、豊かな国民の食生活の増進に寄与するため、次の事業を行う。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1)フグ免許取得者に対する啓発及び食品衛生に関する指導
- (2)ふぐ資源の開発調査研究
- (3)ふぐ供養祭並びに魚族慰霊祭・物故者供養の推進
- (4)都道府県別によるふぐの取扱条例・規則の法制化
- (5)一般消費者に対するふぐの普及宣伝、正しいふぐ食の普及啓発
- (6)ふぐ調理師を育てていくための人材育成の観点からふぐの取扱及び調理・料理技術に関する研修会・講習会の開催
- (7)その他前各号に掲げる事業に、附帯又は関連する事業

(機関の設置)

第5条 この法人は、理事会、代議員会及び監事を置く。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2)賛助会員 この法人の事業を賛同するために入会した個人及び団体
- (3)名誉会員 この法人に功労のあった者、又は学識経験者で、社員総会において推薦された者

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、この法人所定の様式による入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があった時に正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 正会員又は賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、第10条の規定に抵触しない限り、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において総正会員の半数以上の出席を必要とし、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1)第8条の支払い義務を半年以上、履行しなかったとき。

- (2)総正会員が同意したとき。
- (3)当該社員が死亡・失踪宣告を受けたとき、又は解散したとき。

## 第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1)社員の除名
- (2)理事及び監事の選任又は解任
- (3)各事業年度の決算報告と承認
- (4)定款の変更
- (5)解散
- (6)その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項。

(開催)

第14条 定時社員総会は、毎年7月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

第16条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。その際に諸事情から一箇所に集合することが難しい場合、オンラインでのリモート会議の開催、もしくは書面議決とし、オンラインで参加した出席者、もしくは書面議決書提出者を正規の出席者と認めることとする。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき各1個とする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。又は情報端末を使用して総会に参加することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議欠に加わることはできない。

#### (決議の方法)

- 第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
    - (1) 社員の除名
    - (2) 監事の解任
    - (3) 定款の変更
    - (4) 解散
    - (5) その他法令で定められた事項

#### (議事録)

- 第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事の中から代表者は、これに記名押印する。

## 第5章 役員

#### (役員の設定)

- 第21条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事3名以上12名以内
  - (2) 監事2名以内
- 2 理事の中から1名を、代表理事とし、代表理事をもって会長とする。

- 3 当連盟に「生産」「流通」「販売」の3部会を設け、諸案の検討を行う。部会の代表者は「部会長」とし、各部会2名を選任、理事・代議員が務めることとする。
- 4 代表理事以外の理事のうち、部会長を副会長とする。

#### (役員を選任)

- 第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。
- 2 代表理事及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (役員任期)

- 第23条 理事の任期は2年とし、定時社員総会における役員改選で更新・変更する。
- 2 監事の任期は2年とし、定時社員総会における役員改選で更新・変更する。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は次回役員改選時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

#### (監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (解任)

- 第26条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

(名誉会長及び相談役、顧問)

第28条 この法人に、名誉会長及び顧問、相談役を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長及び相談役は功労者・役員経験者、顧問は外部の学識経験者をそれぞれ招聘、理事会において任期を定め、たうえで選任する。
- 3 名誉会長及び相談役、顧問は、代表理事の諮問に応え、理事会において意見を述べるができる。
- 4 名誉会長及び相談役、顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員等の法人に対する責任の免除に関する規定)

第29条 この法人は、一般法人法第111条第1項の行為に関する役員等の責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、一般法人法第113条第1項に定める範囲で理事会の決議により免除することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び副会長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

- 3 一箇所に集合することが難しい場合、オンラインでのリモート会議、もしくは書面議決での開催とし、オンラインで参加した出席者、もしくは書面議決提出者を正規の出席者と認めることとする。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。又は情報端末を使用して総会に参加することができる。
  - 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び50条の適用について、総会に出席したものとみなす。
  - 4 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事の押印は理事会開催時に選任された副会長の中からの代表者一名による記名押印で代えるものとする。

(理事会規則)

- 第35条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める規約による。

## 第7章 代議員及び代議員会

(構成)

- 第36条 当法人に、代議員3名以上を置く。代議員は兼職を禁止とし、理事・監事を兼ねることはできない。

(選任及び解任)

- 第37条 代議員の選任及び解任は、代議員会において行う。



(任期)

- 第 38 条 代議員の任期は、選任後 6 年とし、任期期間以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した代議員の補欠として選任された代議員の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

(権限)

- 第 39 条 代議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)に規定する事項並びにこの定款に定める事項に限り決議する。

(開催)

- 第 40 条 定時代議員会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時代議員会は、必要に応じて開催する。

(招集権者)

- 第 41 条 代議員会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。
- 2 理事長に事故があるときは、予め理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 諸事情から一箇所に集合することが難しい場合、オンラインでのリモート会議の開催、もしくは書面議決とし、オンラインで参加した出席者、もしくは書面議決書提出者を正規の出席者と認めることとする。

(招集の通知)

- 第 42 条 代表理事は、代議員会の開催日の 1 週間前までに、代議員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず代議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、代議員会を開催することができる。

(議長)

- 第 43 条 代議員会の議長は、代議員会において、出席した代議員の中から選定する。

(決議)

- 第44条 代議員会の決議は、議決に加わることのできる代議員の過半数が出席し、出席した代議員の過半数をもって行う。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。又は情報端末を使用して総会に参加することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び50条の適用について、総会に出席したものとみなす。
- 4 一般法人法189条2項の決議は、議決に加わることのできる代議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(代議員の報酬)

- 第45条 代議員の報酬は、無報酬とする。

(議事録)

- 第46条 代議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

- 第47条 当法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(事業報告及び決算)

- 第48条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、副会長の承認を受け、定時社員総会に提出する。第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。
- (1)事業報告  
(2)貸借対照表  
(3)損益計算書
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第49条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第51条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う

第2訂:平成29年7月12日定時社員総会

第3訂:平成30年7月4日定時社員総会

第4訂:令和元年7月2日定時社員総会

第5訂:令和2年7月7日定時社員総会

第6訂:令和3年7月26日定時社員総会

以上余白

令和3年8月2日

本定款は原本の写しと相違ないことを証明し記名押印によりそれを根拠と定める。

一般社団法人全国ふぐ連盟

東京都台東区上野6丁目14番1号 さんとも4F

代表理事会長 亀井一洋 印

捨印押印欄を除き、以下余白

捨 印